## 防府市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準 平成27年12月1日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年防府市条例第27号。以下「条例」という。)の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者に対する行政処分に関して、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 処理業者 法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び法第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者を いう。
  - (2) 一般廃棄物処理基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する一般廃棄物 の収集、運搬及び処分の基準をいう。

(行政処分の種類)

- 第3条 行政処分の種類は次のとおりとする。
  - (1) 法第19条の3に規定する改善命令
  - (2) 法第19条の4に規定する措置命令
  - (3) 法第7条の4及び条例第27条に規定する許可の取消し
  - (4) 法第7条の3及び条例第27条に規定する事業の停止命令
  - (5) 条例第27条に規定する市長の指定する処理施設又は保管施設への搬入の停止命令

(改善命令)

- 第4条 改善命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を 定めて行うことができる。
  - (1) 行政指導では収集、運搬又は処分の方法が改善される見込み

がないとき。

- (2) 早急に収集、運搬又は処分の方法の改善を必要とするとき。 (措置命令)
- 第5条 措置命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を 定めて行うことができる。
- (1) 行政指導では支障の除去等の措置が講じられる見込みがないとき。
  - (2) 早急に支障の除去等の措置を講ずることが必要なとき。 (許可の取消し)
- 第6条 許可の取消しは、別表第1に掲げる処分理由(同表第14号、 第15号及び第17号に掲げる処分理由に限る。)のいずれかに該当す る場合に行うことができる。この場合において、当該業者が複数の 業の許可を有する場合は、その全ての許可を取消しの対象とするこ とができる。
- 2 法第7条の4第1項に規定する許可を取り消さなければならない場合は、別表第1第1号から第13号まで及び第16号に掲げる処分基準に該当する場合とする。

(事業の停止命令)

- 第7条 事業の停止命令は、別表第2に掲げる処分理由のいずれかに 該当する場合に行うことができる。ただし、市長の指定する処理施 設又は保管施設への搬入の停止命令により同等の効果を達成できる と認められる場合は、当該搬入の停止命令により、事業の停止命令 に代えることができる。
- 2 市長は、処理業者が別表第2に掲げる処分理由のいずれかに該当した場合であっても、事業の全部を停止させることで、廃棄物の適正処理の確保ができなくなると認められるときは、当該処理業者の事業の一部を停止することができる。

(事業の停止期間)

第8条 前条の規定による事業の停止期間は、別表第2に掲げる処分 期間日数の範囲内において市長が決定する。 (事業の停止期間の軽減)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定により決定した事業の停止期間を軽減することができる。この場合において、 当該期間の軽減日数は当該期間の2分の1を超えない日数を限度と する。
  - (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
  - (2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、停止期間 を軽減するに足る理由があると認められるとき。

(事業の停止期間の加重)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定により決定した事業の停止期間を加重することができる。この場合において、当該期間の加重日数は、当該期間の2分の1を超えない日数を限度とする。
  - (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。
  - (2) 許可の取消し、事業の停止命令又は市長の指定する処理施設若しくは保管施設への搬入の停止命令を受けた日から5年以内に、再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(搬入の停止命令)

- 第11条 市長の指定する処理施設又は保管施設への搬入の停止命令は、別表第3に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 事業停止が相当と認められるとき。
  - (2) 行政指導により同等の効果を達成できると認められるとき。
  - (3) 搬入の停止を行うことで、廃棄物の適正処理の確保ができなくなると認められるとき。

(搬入の停止期間)

第12条 前条の規定による搬入の停止期間は、別表第3に掲げる処 分期間日数の範囲内において市長が決定する。 (搬入停止期間の軽減)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定により 決定した搬入の停止期間を軽減することができる。この場合におい て、当該期間の軽減日数は、当該期間の2分の1を超えない日数を 限度とする。
  - (1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。
  - (2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、停止期間 を軽減するに足る理由があると認められるとき。

(搬入停止期間の加重)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第12条の規定により決定した搬入の停止期間を加重することができる。この場合において、当該期間の加重日数は、当該期間の2分の1を超えない日数を限度とする。
  - (1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。
  - (2) 許可の取消し、事業の停止命令又は市長の指定する処理施設若しくは保管施設への搬入の停止命令を受けた日から5年以内に、再び法若しくは法に基づく処分又は条例若しくは条例に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(複数違反の場合の取扱い)

第15条 行政処分の対象となる違反行為が2つ以上ある場合は、最も重い行政処分となる違反行為について処分する。ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為に対する処分を合算したものを限度として処分する。

(第三者に対する違反行為の実行要求に係る行政処分)

第16条 第6条、第7条及び第11条の規定は、処理業者が第三者 に対して違反行為の実行を要求し、依頼し、教唆し、又は幇助した ときも、これを適用する。

(行政処分の実施)

第17条 行政処分の実施に当たっては、行政手続法(平成5年法律 第88号)及び防府市行政手続条例(平成8年防府市条例第26号) によることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この基準の施行日前にした行為に対する行政処分の適用については、なお従前の例による。

## 別表第1(第6条関係) 許可の取消し

	処分理由	根拠条文	関係条文
1	法に定める欠格事由に該当したとき。	法第7条の4第	法7条第5項第
'		1項第1号から	A 7 示
		第4号	4 5
	<b>かたフィウネルの旧体で加豆は加りた米し</b>		\_ = 42 \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
2	無許可で廃棄物の収集運搬又は処分を業とし	法第7条の4第	法 7 条第 1 項又
	て行い、情状が特に重いとき。	1 項第 5 号 	は第6項
4	再委託禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法 7 条第 14 項
5	無許可で事業の範囲を変更し、情状が特に重		法7条の2第1
	いとき。		項
6	事業停止命令に違反する行為を行ったとき。		法第7条の3
7	名義貸し禁止違反をし、情状が特に重いと		法第7条の5
	き。		
8	投棄禁止違反をし、情状が特に重いとき。		法第 16 条
9	焼却行為禁止違反をし、情状が特に重いと		法第 16 条の 2
	き。		
10	改善命令違反をし、特に情状が重いとき。		法第 19 条の 3
11	措置命令違反をし、特に情状が重いとき。		法第 19 条の 4
12	不正の手段により許可を受けたとき。	法第7条の4第	法第7条第1項
		1 項第 6 号	又は第6項
13	不正の手段により変更の許可を受けたとき。		法第7条の2第
			1項
14	事業の用に供する施設又は処理業者の能力	法第7条の4第	法第7条第5項
	が、法の基準に適合しなくなったときで、特	2 項	第3号又は第10
	に情状が重いとき。		項第3号
15	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業		法第7条第11
	の許可に付した条件に違反し、特に情状が重		項
	いとき。		
16	上記以外で法又は法に基づく処分に違反し、	法第7条の4第	
	違反の程度が重大であると認められるとき。	1 項第 5 号	
		l	

17	条例又は条例に基づく処分に違反し、違反の	条例第 27 条	
	程度が重大であると認められるとき。		

## 別表第2(第7条、第8条関係) 事業の停止命令

	加八珊山	<b>坦加冬</b> 克		処分期間日数	
	処分理由	根拠条文 	関係条文	下限	上限
1	公共の場等の清潔の保持違反を	法第7条の	法第5条第1	30	60
	したとき。	3第1号	項、第3項、第		
			4 項		
2	無許可で廃棄物の収集運搬又は		法第7条第1項	30	60
	処分を業として行ったとき。		又は第6項		
3	一般廃棄物収集運搬業又は一般		法第7条第1項	30	60
	廃棄物処分業の許可申請におい		又は第6項		
	て、虚偽の申請をしたとき。				
4	廃棄物の処理及び清掃に関する		法第7条第 13	20	40
	法律施行令に定める処理基準違		項		
	反をしたとき。				
5	再委託禁止違反をしたとき。		法第7条第 14	30	60
			項		
6	帳簿を備えていないとき、廃棄		法第7条第 15	20	40
	物の処理及び清掃に関する法律		項、第 16 項		
	施行規則で定める指定事項を記				
	載していないとき、帳簿を保存				
	していないとき、又は帳簿に虚				
	偽の記載をしたとき。				
7	無許可で事業の範囲を変更した		法第7条の2第	30	60
	とき。		1項		
8	一般廃棄物収集運搬業又は一般		法第7条の2第	30	60
	廃棄物処分業の変更許可申請に		1項		
	おいて、虚偽の申請をしたと				

	き。				
9	事業の廃止若しくは諸事項の変		法第7条の2第	20	40
	更の届出をしていないとき、又		3 項		
	は虚偽の届出をしたとき。				
10	名義貸し禁止違反をしたとき。		法第7条の5	30	60
11	投棄禁止違反をしたとき。	法第7条の	法第 16 条	30	60
12	焼却行為禁止違反をしたとき。	3第1号	法第 16 条の 2	30	60
13	報告をせず、又は虚偽の報告を		法第 18 条第 1	20	40
	したとき。		項		
14	検査若しくは収去を拒み、妨		法第 19 条第 1	30	60
	げ、又は忌避したとき		項		
15	改善命令違反をしたとき。		法第 19 条の 3	30	60
16	措置命令違反をしたとき。		法第 19 条の 4	30	60
17	事業の用に供する施設又は処理	法第7条の	法第7条第5項	30	60
	業者の能力が、法の基準に適合	3第2号	第3号又は第10		
	しなくなったとき。		項第3号		
18	一般廃棄物収集運搬業又は一般	法第7条の	法第7条第11	30	60
	廃棄物処分業の許可に付した条	3第3号	項		
	件に違反したとき。				
19	上記以外で法若しくは法に基づ	法第7条の		20	60
	く処分又は条例若しくは条例に	4 第 1 項第			
	基づく処分に違反し、特に事業	5号、条例			
	の停止命令が必要と認められる	第 27 条			
	とき。				
20	特定家庭用機器再商品化法(平	条例第 27	特定家庭用機器	20	60
	成 10 年法律第 97 号) 第 58 条か	条	再商品化法第 58		
	ら第62条までに規定する罰則の		条、第59条、		
	適用を受けたとき。		第60条、第61		
			条又は第62条		

別表第3(第11条、第12条関係) 搬入の停止命令

	処分理由	根拠条文	即返夕立	処分期間日数	
	处力连由	10000000000000000000000000000000000000	関係条文	下限	上限
1	公共の場等の清潔の保持違反を	条例第 27	法第5条第1	30	60
	したとき。	条	項、第3項、第		
			4 項		
2	無許可で廃棄物の収集運搬又は		法第7条第1項	30	60
	処分を業として行ったとき。		又は第6項		
3	一般廃棄物収集運搬業又は一般		法第7条第1項	30	60
	廃棄物処分業の許可申請におい		又は第6項		
	て、虚偽の申請をしたとき。				
4	廃棄物の処理及び清掃に関する		法第7条第 13	20	40
	法律施行令に定める処理基準違		項		
	反をしたとき。				
5	再委託禁止違反をしたとき。		法第7条第 14	30	60
			項		
6	帳簿を備えていないとき、帳簿		法第7条第 15	20	40
	に廃棄物の処理及び清掃に関す		項、第 16 項		
	る法律施行規則で定める指定事				
	項を記載していないとき、帳簿				
	を保存していないとき、又は帳				
	簿に虚偽の記載をしたとき。				
7	無許可で事業の範囲を変更した		法第7条の2第	30	60
	とき。		1項		
8	一般廃棄物収集運搬業又は一般		法第7条の2第	30	60
	廃棄物処分業の変更許可申請に		1項		
	おいて、虚偽の申請をしたと				
	き。				
9	事業の廃止若しくは諸事項の変		法第7条の2第	20	40
	更の届出をしていないとき、又		3項		

	は虚偽の届出をしたとき。				
10	名義貸し禁止違反をしたとき。		法第7条の5	30	60
11	投棄禁止違反をしたとき。	条例第 27	法第 16 条	30	60
12	焼却行為禁止違反をしたとき。	条	法第 16 条の 2	30	60
13	報告をせず、又は虚偽の報告を		法第 18 条第 1	20	40
	したとき。		項		
14	検査若しくは収去を拒み、妨		法第 19 条第 1	30	60
	げ、又は忌避したとき		項		
15	改善命令違反をしたとき。		法第 19 条の 3	30	60
16	措置命令違反をしたとき。		法第 19 条の 4	30	60
17	事業の用に供する施設又は処理		法第7条第5項	30	60
	業者の能力が、法の基準に適合		第3号又は第10		
	しなくなったとき。		項第3号		
18	一般廃棄物収集運搬業又は一般		法第7条第11	30	60
	廃棄物処分業の許可に付した条		項		
	件に違反したとき。				
19	上記以外で法若しくは法に基づ			20	60
	く処分又は条例若しくは条例に				
	基づく処分に違反し、特に搬入				
	の停止命令が必要と認められる				
	とき。				
20	特定家庭用機器再商品化法(平	条例第 27	特定家庭用機器	20	60
	成 10 年法律第 97 号) 第 58 条か	条	再商品化法第 58		
	ら第62条までに規定する罰則の		条、第59条、		
	適用を受けたとき。		第60条、第61		
			条又は第62条		